

〇〇市の景観伝統文化を活かしたまちづくり条例について

1. 条例の制定を必要とした背景

〇〇市を取り巻く地域社会では、少子高齢化や過疎化の人口問題や、都市開発による市街地化等、状況が大きく変わってきている。それらを発端として、自然環境、伝統文化、地域コミュニティー等の消滅の問題が出てきている。

美しい景観の形成や伝統文化の継承、地場産業の復興を含め、地域が一体となって魅力あるまちづくりを進めていく必要がある。

2. 現状

平成12年以降、人口減少や少子高齢化、生産年齢人口の流出は、地場産業を衰退させ、さらには、歴史的資源・伝統文化の維持存続をも危ぶませているため、これらの状況を変えるための施策が求められている。

3. 関係法令

- ・景観法
- ・道路法
- ・都市計画法
- ・建築基準法
- ・文化財保護法
- ・茨城県景観形成条例

4. 条例の目的・施策

(1) 目的

〇〇市の歴史的な遺産である旧街並みや特産品である〇〇焼等の観光資源を活かした施策を講じ、本市の景観伝統文化の形成を促進させ、本市の魅力の向上と地場産業の活性化に寄与することを目的とする。

(2) 施策

- i) 門前通りを中心とした旧街並みの景観重要文化財の保護
- ii) 伝統文化資源を活かしたアクセス道路の空間利用による観光客の誘致

- iii) アンテナショップの設置による情報発信強化
- iv) 〇〇焼を活かした記念事業の開催による伝統文化に対する再認識と後継者の育成
- v) その他計画推進に必要な施策

5. 条例制定による効果

- ・ 伝統文化の保全と地場産業の活性化が図られる。
- ・ 地域が一体となって、特産品を景観シンボルに取入れることで、他自治体には無い独創的な景観形成が図られる。
- ・ 市民、事業者、市が魅力あるまちづくりに向けて、それぞれ役割を担うことで地方自治の新たな発見、作業の効率化等が図られる。

6. 立案上の検討事項

- ・ 景観重要文化財の選定
- ・ 地域活性化計画の具体的内容
- ・ 記念事業の検討

7. 課題

- ・ 規制による個人の自由、財産への影響
- ・ 良好な景観の定義、意識の醸成
- ・ 条例の実効性の担保
- ・ 関係法令との整合性
- ・ 車社会、高齢化社会との調整、融合

〇〇市の景観伝統文化を活かしたまちづくり条例をここに公布する。

平成24年9月4日

〇〇市長

〇〇市条例第〇〇号

〇〇市の景観伝統文化を活かしたまちづくり条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 地域活性化計画等（第4条～第7条）
- 第3章 役割（第8条～第11条）
- 第4章 審議会（第12条～第17条）
- 附 則

前 文

〇〇市は、茨城県の中央部に位置し、広域交通の要衝であるとともに豊かな自然に恵まれ、歴史、文化・芸術、栗や菊に代表される農産物など豊富な地域資源を有しております。

しかしながら、近年、少子高齢化や中心市街地の空洞化、第一次産業従事者の高齢化・後継者不足、長引く経済不況など地域社会の活力が失われてきており、地方分権時代の中で特色ある取組みが求められています。

このような状況のもと、本市においては、歴史的遺産である旧街並み等の地域資源を最大限に活用し、地域力を高めるとともに、近年、景観に対する法制度などの充実が図られていることから、このような制度を有効に活用し、個性あるまちづくりを進めていくことが必要になります。また、〇〇焼などの伝統文化についても、観光資源の一つとして広く情報を発信し、若い世代へ継承していかなければならないと考えております。

私たちは、このような認識のもとに、時代の変化に対応した構造的な改革と取組みを行い、これまで育んだ伝統と文化を活かし、住みよい環境づくりと情報発信に取り組んでいくため、本市の将来像である「住みよいまち 訪れてよいまち 〇〇」を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、〇〇市の歴史的な遺産である旧街並みや特産品である〇〇焼等の観光資源を活かした施策を講じ、本市の景観伝統文化の形成を促進させ、本市の魅力の向

上と地場産業の活性化に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観重要文化財 歴史的な価値を有する町家、寺院その他の建造物又はこれらの様式を継承した建造物が集積し、歴史的な特色を残す旧街並みをいい、市長が第12条に規定する審議会に諮問し、別に指定するものをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者又は市内に勤務及び通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人並びにまちづくり事業を行う団体、開発事業を行おうとする者及び開発事業を行う者をいう。

(基本方針)

第3条 市は、前文及び第1条の目的を達成するため次に掲げる基本方針を定めるものとする。

- (1) 景観重要文化財の保護
- (2) 伝統文化資源の活用
- (3) 情報発信の強化
- (4) 伝統文化の次世代確保と人材育成など

第2章 地域活性化計画等

(地域活性化計画の策定)

第4条 市は、基本方針に基づく施策推進のため「地域活性化計画」(以下「活性化計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市は、活性化計画の策定に際しては、第12条に規定する審議会に諮問し、その意見が十分に反映されるよう努めなければならない。
- 3 活性化計画は、〇〇市総合計画の内容と整合性を図らなければならない。

(基本的施策)

第5条 市は、前条で定める活性化計画を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 門前通りを中心とした旧街並みの景観重要文化財の保護
- (2) 伝統文化資源を活かしたアクセス道路の空間利用による観光客の誘致
- (3) アンテナショップの設置による情報発信強化

- (4) ○○焼を活かした記念事業の開催による伝統文化に対する再認識と後継者の育成
- (5) その他計画推進に必要な施策

2 市は、基本的施策の実施に当たり、必要に応じて、あらかじめ国・県及び関連自治体と協議するものとする。なお、国・県と協議するに当たっては、協議内容について、第12条に規定する審議会の意見を聞かなければならない。

(施策の見直し)

第6条 市は、活性化計画及び基本的施策を効果的かつ効率的に推進するために、必要に応じて見直しを行うものとする。なお、見直しに当たっては、その内容について、第12条に規定する審議会の意見を聞かなければならない。

(財政上の措置)

第7条 市は、第5条第1項各号の施策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第3章 役割

(市民の役割)

第8条 市民は、活性化計画の実施に向けて、自らの主体的かつ協働的意識をもって参画に努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、活性化計画実現のため市や市民と連携・協働に努めるものとする。

(市の役割)

第10条 市は、活性化計画を策定し、これに基づく施策の総合的な実施に努めるものとする。

(市の支援)

第11条 市は、地域が抱える課題の解消や地域における産業振興等の地域活性化に積極的に取り組む市民や事業者に必要な情報提供を行うとともに、事業実施に必要な助言を行うものとする。

2 市は、市民や事業者が主体となる事業の促進のため施策の構築を積極的に行うものとする。

第4章 審議会

(審議会の設置)

第12条 市長は、地域活性化の円滑な推進を図るため、〇〇市地域活性化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(構成及び任期)

第13条 審議会は、委員15人以内をもって構成する。

- 2 委員は、市内の自治会代表、農林商工団体の役員、識見を有する者、伝統文化産業に従事する者及び公募による者から市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第14条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長及び副会長は委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第16条 審議会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。